

鶴ヶ島市防犯カメラの設置及び運用に 関する基本方針

令和 7 年 2 月

埼玉県鶴ヶ島市

目次

1 目的	1
2 定義	2
(1) 防犯カメラの種類	2
① 街頭防犯カメラ	2
② 施設防犯カメラ	2
(2) 設置主体及び対象範囲	2
① 市	2
② 協定締結事業者	2
③ 地域団体	2
(3) 基本方針の位置付け	3
3 設置の考え方	4
(1) 市が設置する場合	4
(2) 協定締結事業者が設置する場合	4
(3) 地域団体が設置する場合	4
4 設置及び運用の遵守事項	5
(1) 設置目的の明確化	5
(2) 設置及び責任者の明示	5
(3) 運用体制の整備	5
① 運用責任者	5
② 操作担当者	5
(4) 画像の適正管理	5
① 画像の保護	5
② 画像の保存期間	6
③ 画像の消去	6
④ 画像加工の禁止	6
(5) 秘密の保持	6
(6) 画像の利用及び提供	6
(7) 問合せ・苦情の対応	6
(参考) 設置及び運用に関する規程の作成例	7

1 目的

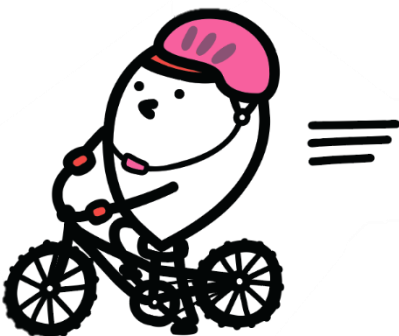
市では、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、犯罪を未然に防ぐための啓発活動や環境整備などに取り組んでいます。

市内の犯罪発生件数は平成 16 年をピークに大きく減少しているものの、新型コロナウイルス禍が明けた令和 5 年以降は増加傾向に転じています。また、市民意識調査の結果をみると、防犯対策を重要と考える市民や、日頃から防犯対策を行っている市民が増加していることから、市民の防犯に対する重要性・必要性が高まってきているものと考えられます。

こうしたことから、市では、地域における防犯対策の一環として、公共の場（道路、公園など）への防犯カメラ設置について検討を進めてきました。令和 6 年に実施した「街頭防犯カメラに関するアンケート調査」では、防犯カメラを「必要」だと思う市民は 83.8%、「どちらかといえば必要」だと思う市民は 12.1%であり、合計 95.9%の市民が防犯カメラの必要性を感じています。また、防犯カメラが「有効」だと思う市民は 91.7%、「どちらかといえば有効」だと思う市民は 6.4%であり、合計 98.1%の市民が防犯カメラの有効性を認識しています。

しかし、防犯カメラの設置は、犯罪抑止効果が見込まれる一方で、個人のプライバシーへの配慮などが求められます。

そこで、防犯カメラに関する考え方や遵守事項を明らかにし、厳格かつ適正な運用を図るため、「鶴ヶ島市防犯カメラの設置及び運用に関する基本方針（以下「本方針」といいます。）」を定めるものです。



2 定義

(1) 防犯カメラの種類

防犯カメラの設置目的及び設置場所（撮影範囲）から、「①街頭防犯カメラ」及び「②施設防犯カメラ」の 2 つに分類します。なお、本方針の対象とする防犯カメラは、犯罪防止を目的（犯罪防止を副次的目的とする場合も含みます。）とするものに限りします。

① 街頭防犯カメラ

犯罪防止を主な目的とし、不特定多数の人が自由に利用できる場所を撮影するカメラ

② 施設防犯カメラ

施設管理を主な目的とし、管理する建物内及びその敷地内を撮影するカメラ

（ただし、副次的に犯罪防止の目的を含むものに限りします。）

(2) 設置主体及び対象範囲

本方針は、「①市」、「②協定締結事業者」及び「③地域団体」が設置及び運用する防犯カメラを対象とします。対象となる防犯カメラの種類は、設置主体ごとに以下のとおりとします。

① 市

市（委託事業者を含みます。）が設置する全ての「街頭防犯カメラ」及び「施設防犯カメラ」を対象とします。

② 協定締結事業者

協定締結事業者が設置する「街頭防犯カメラ」及び「施設防犯カメラ」を対象とします。

なお、協定締結事業者とは、市と防犯活動に関する協定を締結した事業者（※）のことをいいます。

③ 地域団体

地域団体が市の補助金を活用して設置する「街頭防犯カメラ」を対象とします。

なお、地域団体とは、地域における防犯のまちづくりに関する活動に自主的に取り組む団体（自治会、商店会など）のことをいいます。

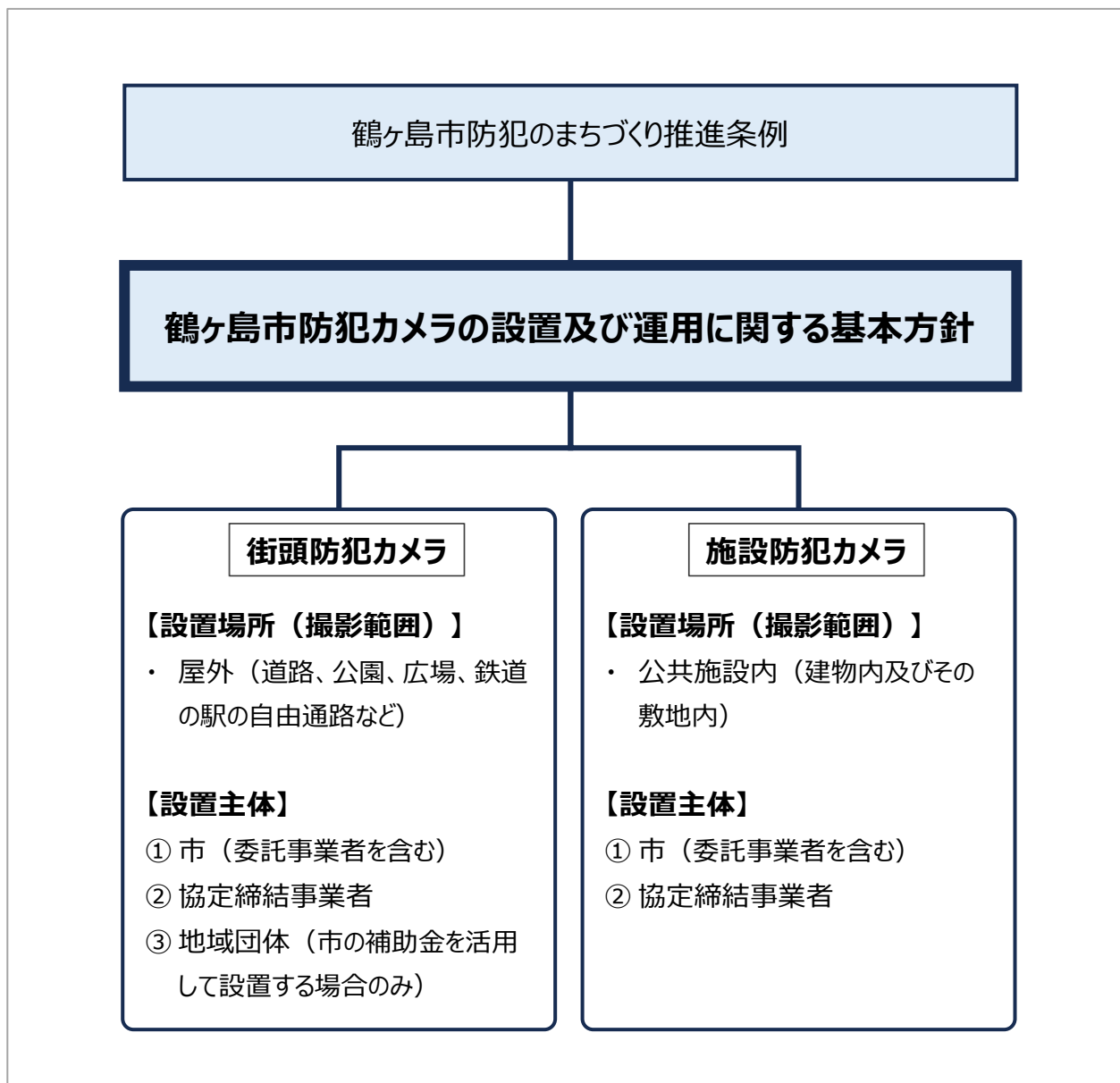
（※防犯活動に関する協定について）

市は、キリンビバレッジ株式会社及び西入間警察署の 3 者で「防犯活動に関する協定」を締結しています。本協定に基づく具体的な取組として、公園などに、同社が開発した防犯カメラ付き自動販売機「みまもり自動販売機」の設置を進めています。

(3) 基本方針の位置付け

本方針は、「鶴ヶ島市防犯のまちづくり推進条例（令和 6 年条例第 29 号）」に基づき、市、協定締結事業者及び地域団体が防犯カメラを設置する場合の基本的な考え方を定めます。

【位置付け及び対象範囲】



3 設置の考え方

(1) 市が設置する場合

「街頭防犯カメラ」及び「施設防犯カメラ」を設置する際には、以下の考え方に基づき、具体的な設置場所を決定します。

	街頭防犯カメラ	施設防犯カメラ
設置場所 (撮影範囲)	屋外 (道路、公園、広場、鉄道駅の自由通路などを撮影範囲とします)	公共施設内 (庁舎、市民センター、学校などを撮影範囲とします)
設置箇所の 選定	関係機関との協議などを踏まえて、街頭犯罪の発生が懸念される場所などを選定するものとします。	施設管理の状況などを踏まえて、施設管理者が選定するものとします。

(2) 協定締結事業者が設置する場合

協定締結事業者は、市との協議により、具体的な設置場所を決定します。

市は、上記(1)の設置箇所の選定に当たり、協定締結事業者による設置が可能かどうかを確認します。可能な場合は、積極的に協定締結事業者による設置を活用し、設置及び運用にかかる費用の削減に努めるものとします。

(3) 地域団体が設置する場合

地域団体は、団体の総会などで合意を得た上で、具体的な設置場所を決定します。

市は、地域団体が設置する街頭防犯カメラの費用の一部を補助することにより、地域における自主的な防犯活動を支援します。

4 設置及び運用の遵守事項

防犯カメラの設置者（以下「設置者」といいます。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令及び本方針に則り防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、以下の(1)～(7)の項目を盛り込んだ規程を策定し、当該規程を遵守するものとします。

(1) 設置目的の明確化

設置者は、設置目的を明確にし、目的の範囲内において防犯カメラを運用するものとします。
また、撮影する範囲は、目的の達成に必要な最小限の範囲とします。

(2) 設置及び責任者の明示

設置者は、防犯カメラに関する台帳を整備し、設置年月日、設置場所及び設置台数を記録するものとします。

また、防犯カメラの設置箇所ごとに、防犯カメラを設置している旨及び運用責任者の名称（役職：〇〇課長、〇〇館長など）を明示するものとします。ただし、施設防犯カメラを公共施設の建物内に設置する場合など、設置状況からこれらの事項が明らかである場合は、分かりやすい場所にまとめて表示することも可能とします（施設防犯カメラに限ります。）。

(3) 運用体制の整備

設置者は、防犯カメラを適切に運用するため、運用責任者及び操作担当者を置くものとします。

また、防犯カメラの操作及び画像の取扱いをする者は、設置者、運用責任者及び操作担当者（以下「設置者等」といいます。）に限定します。

① 運用責任者

防犯カメラの設置及び運用が適正に行われるよう管理・監督する者としてします。

② 操作担当者

運用責任者の指示に従い、防犯カメラの操作及び画像の取扱いをする者としてします。

(4) 画像の適正管理

設置者等は、次のとおり画像を取り扱うものとします。

① 画像の保護

画像を保存した記録媒体（ハードディスクや SD カードなど）及び画像を確認するための端末（パソコンなど）は、施錠された環境で保管するなど、設置者等以外の者が防犯カメ

うの操作及び画像の取扱いができないよう措置を講じます。

また、画像を保存、複製又は送信する場合は、画像を暗号化するなど、情報漏えい防止措置を講じます。

② 画像の保存期間

画像の保存期間は、設置目的の達成に必要な最小限の期間とし、原則 1 か月以内とします。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的として要請を受けた場合において、設置者が必要と認めるときは、その期間を延長することができるものとします。

③ 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書きにより消去します。また、記録媒体を廃棄する場合は、初期化、破砕などにより確実に消去します。

④ 画像加工の禁止

画像は、加工せず、撮影された状態のまま保存することとします。

(5) 秘密の保持

設置者等は、画像及び画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならず、また、当該情報を不当な目的のために使用しないものとします。

人事異動や退職などにより設置者等でなくなった後においても同様とします。

(6) 画像の利用及び提供

設置者等は、法令に基づく場合を除き、設置目的以外の目的のために画像を利用し、又は提供し、若しくは閲覧させないものとします。

また、提供し、又は閲覧させる場合は、目的などを記載した書面の提出を求め、日時、相手先、理由及び画像の内容を記録するものとします。

«提供・閲覧が可能な場合の具体例»

- ・ 警察の捜査関係事項照会に対応する場合（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）
- ・ 裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法第 218 条）
- ・ 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合
- ・ 本人の同意がある場合又は本人に提供し、若しくは閲覧させる場合

(7) 問合せ・苦情の対応

設置者等は、防犯カメラに関する問合せ・苦情に対し、誠実かつ迅速に対応するものとします。

（参考）設置及び運用に関する規程の作成例

■ 規程例

■ 様式例

- ・ 設置場所一覧
- ・ 防犯カメラの画像提供（閲覧）申請書
- ・ 防犯カメラの画像提供（閲覧）記録簿

〇〇〇防犯カメラの設置及び運用に関する規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、鶴ヶ島市防犯のまちづくり推進条例（令和6年条例第29号）

第3条に規定する基本理念に基づき、防犯活動のため、防犯カメラを設置し、適正な運用を図ることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として特定の場所を継続的に撮影するために設置するカメラで、撮影した映像を記録する装置を備えたものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された映像をいう。
- (3) 運用責任者 防犯カメラの設置及び運用が適正に行われるよう管理及び監督する者をいう。
- (4) 操作担当者 運用責任者の指示に従い、防犯カメラの操作及び画像の取扱いをする者をいう。

（設置及び責任者の明示）

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

- 2 △△【設置者の名称：団体の代表者（〇〇自治会長、〇〇商店会長など）】（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの設置箇所ごとに、防犯カメラを設置している旨及び運用責任者の名称を明示するものとする。
- 3 設置者は、防犯カメラの設置に当たっては、設置する目的を達成するために必要な最小限度の撮影範囲となる場所に設置するよう努めるものとする。

（運用体制の整備）

第4条 設置者は、防犯カメラを適切に運用するため、運用責任者及び操作担当者を置く。

- 2 設置者は、設置者、運用責任者及び操作担当者（以下「設置者等」という。）以外の者に防犯カメラの操作及び画像の取扱いをさせてはならない。

(画像の適正管理)

第5条 設置者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像を保存した記録媒体及び画像を確認するための端末は、施錠された環境で保管する等、設置者等以外の者が防犯カメラの操作及び画像の取扱いができないよう措置を講じること。
- (2) 画像を保存し、複製し、又は送信する場合は、画像を暗号化する等、情報漏えい防止措置を講じること。
- (3) 画像の保存期間は、撮影日の翌日から起算して◇◇【保存期間：原則1か月以内で、必要最小限の期間】とし、保存期間が終了した画像は、上書きにより消去すること。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的として要請を受けた場合において、設置者が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- (4) 画像を保存した記録媒体を廃棄する場合は、初期化、破砕等により画像を確実に消去すること。
- (5) 画像は、加工せず、撮影された状態のまま保存すること。

(秘密の保持)

第6条 設置者等は、画像及び画像から知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(画像の利用及び提供)

第7条 設置者等は、次に掲げる場合を除くほか、設置目的以外の目的のために画像を利用し、又は第三者に提供し、若しくは閲覧させてはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合
- (3) 本人の同意がある場合又は本人に提供し、若しくは閲覧させる場合

2 前項の規定により、運用責任者は、第三者から画像の提供又は閲覧の申請があったときは、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

- (1) 目的
- (2) 防犯カメラの設置場所

(3) 提供又は閲覧を求める画像の対象範囲

(4) その他設置者が必要と認める事項

3 運用責任者は、画像を提供し、又は閲覧させる場合は、日時、相手先、理由及び画像の内容を記録するものとする。

(問合せ及び苦情の対応)

第8条 設置者等は、防犯カメラに関する問合せ及び苦情を受けた場合は、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、△△【設置者の名称：団体の代表者（〇〇自治会長、〇〇商店会長など）】が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別 表

設置場所一覧

番号	設置年月日	設置場所	台数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

防犯カメラの画像提供（閲覧）申請書

年 月 日

（運用責任者） 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

下記のとおり防犯カメラの画像の提供（閲覧）を求めます。

記

項目	内容
提供・閲覧の区分	☐ 提供 ☐ 閲覧
防犯カメラの設置場所	
対象範囲	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
目的	

防犯カメラの画像提供（閲覧）記録簿

番号	区分	日時	相手先	理由	内容
1	☐ 提供 ☐ 閲覧				
2	☐ 提供 ☐ 閲覧				
3	☐ 提供 ☐ 閲覧				
4	☐ 提供 ☐ 閲覧				
5	☐ 提供 ☐ 閲覧				
6	☐ 提供 ☐ 閲覧				
7	☐ 提供 ☐ 閲覧				
8	☐ 提供 ☐ 閲覧				
9	☐ 提供 ☐ 閲覧				
10	☐ 提供 ☐ 閲覧				

鶴ヶ島市防犯カメラの設置及び運用に関する 基本方針

令和7年2月

鶴ヶ島市 市民生活部 生活環境課

〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1

TEL : 049-271-1111 (代表)

FAX : 049-271-1190

URL : <https://www.city.tsurugashima.lg.jp/>